

議第20号

三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例案

三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例（平成26年三島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「（介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。））」を「（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援セ

ンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の 1 の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の 1 の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

三島市長 豊 岡 武 士